諮問番号：令和５年度諮問第３１号

答申番号：令和５年度答申第４６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　大阪府知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和４年１１月１５日付けで行った大阪府療育手帳に関する規則（平成１２年大阪府規則第４２号。以下「規則」という。）に基づく療育手帳非該当決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

本件処分は、次のとおり違法不当である。

　　本件処分の通知における判定理由に、平成３０年１月２９日の知能検査の結果が基準を超えておりとあるが、今回は令和３年８月に申請（以下「今回申請」という。）したもので、知能検査を行わず前回の結果で判定をされている。規則第６条に規定する判定基準（以下「判定基準」という。）にこのような記載はなく、そもそも判定基準が全く公表されておらず、今回申請の後初めて○○○○○○○○○○○○○○○（以下「判定機関」という。）で、過去に非該当の判定を受けると再申請しても非該当となることを知った。このように、判定基準について規則に定めていないばかりか、判定基準自体が公表されていない。ただ一度の非該当判定をもって生涯にわたり門戸を閉ざすのは違法ないし不当である。

処分庁は、判定基準について、非公表だが令和３年に口頭で説明を行ったので実質的には提示しているものと考えられるとするが、審査請求人は判定基準そのものを確認しておらず、平成２９年１２月に療育手帳更新申請（以下「前回申請」という。）をしたときの非該当決定処分（以下「前回処分」という。）の際に、判定基準が存在していた確証が持てない。平成２９年１２月に判定基準が存在していたならその証拠を示すべきである。

なお、現在通院している某病院の医師からは、審査請求人の子（以下「子」という。）のこだわりにより大きな偏りがあり、発達検査の結果は変動が大きいため、一度の結果で継続した遅れがないと決め、生涯に渡り療育手帳が出ないことに違和感がある旨、助言を受けている。

審査請求人は令和３年に大阪府で療育手帳を取得する目的で転居したもので、転居前に判定基準を知っていれば転居もせず、無駄な出費も発生しなかった。処分庁は知的障がい者の正当な権利を奪ったうえ、不誠実な対応を繰り返し、審査請求人及び療育手帳申請者に多大な精神的、金銭的苦痛を与えたものである。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審理員が認定した事実

審査請求人の主張するとおり、公表されている判定基準には記載されていない基準である大阪府障がい者自立相談支援センター療育手帳判定基準要領（以下「要領」という。）によって書類審査が行われて非該当と判定されている。また、弁明書の記載より、前回申請の時に非該当と判定し、その結果説明をしたときに、今後将来、再申請しても交付されないことは説明できていない。

さらに、今回申請の後に、口頭にて「過去（成人期）に非該当の判定を受けると再申請しても非該当になる」、「大阪府では二度と交付できない」と説明がなされている。そして、そのことが、大阪府のホームページ上で、療育手帳について補足説明が記載されたのは令和４年１１月更新時であり、今回申請の後になっている。

（２）論点に対する判断

療育手帳制度は昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」により定められた「療育手帳制度要綱（以下「事務次官通知」という。）」に沿って自治事務として実施されている。

処分庁が主張するとおり、要領は、公開すると客観的かつ公正、正確な判定が困難になるため非公表とされている。しかし、当事者や家族にとって、児童期から成人期に成長する過程で支援を受けてきた経緯を考えると、ある日突然、今まで受けてきた支援が今後は受けられなくなるという不安を抱くことは十分に察知できるため、「非該当」という判定を出し、過去（成人期）に非該当の判定を受けると再申請しても非該当になるという基準があることを丁寧に説明し、理解を求める必要があったと考える。そのため、口頭だけで理解を得るのでなく、提示できる書面を活用して、聞き忘れの無いように子や家族に対応し、今後の生活の不安や福祉サービスの利用方法について他の選択肢を提案することが望まれる。

今回は、その点においては説明が不十分だった。

子が○○○の診断を得ていることを今回申請の申請者である母（以下「母」という。）より聞いていたため、精神障がい者保健福祉手帳の取得が見込めることもあり、その手帳を取得することで、障がい者雇用の継続や福祉サービスの利用継続が見込まれることにより、精神障がい者保健福祉手帳取得の確認をした上で、本人の生活や就労に極力不利益がでないように十分に配慮した上で本件処分を出した点については処分庁の対応は適切だった。

（３）結論

前記のとおり、本件処分には違法な点は見受けられない。そのため、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

また、判定機関が要領（非公開）に基づき、１８歳以上で一度非該当の判定がでれば、今後においても非該当になるという大阪府独自の判断が間違っているとはいえない。しかし、前回処分の時点で、子の家族に対して、今後将来について適切な説明対応ができていなかったことは残念であった。その経緯を踏まえて、公開していない判定基準に基づいて判断したから不当であるとまではいえない。

よって、本件処分に違法又は不当な点はみられない。

**第４　調査審議の経過**

　令和６年１月　９日　　　諮問書の受領

　令和６年１月１０日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１月２４日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１月２４日

　令和６年１月２２日　　第１回審議

　令和６年１月２３日　　　審査請求人の主張書面（令和６年１月２２日付け）の受領

　令和６年１月２４日　　審査会から審査庁に対し回答の求め（回答：令和６年２月７日付け○○第１８２８号。以下「審査庁回答」という。）

　令和６年２月２２日　　第２回審議

　令和６年３月２２日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成　１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第４条第１項は「この法律において「障害者」とは（中略）知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち１８歳以上である者（中略）をいう。」と定めている。

（２）知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号。以下「法」という。）第１条は「この法律は、（中略）〔障害者総合支援法〕と相まつて、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。」と定めている。

（３）事務次官通知第１は、目的として「この制度は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資すること」と記している。また、第２は、交付対象者として「手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者（中略）に対して交付する。」と記している。第３は、実施主体について「この制度は、都道府県知事等（中略）が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。」と記している。また、第５の１は、手帳の交付申請について、「手帳の交付の申請は、知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長（中略）を経由して都道府県知事等に対して行うものとする。」と記している。

（４）「療育手帳制度の実施について」（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）は、援助措置や障がいの程度、交付手続き等について記している。

（５）規則第３条第１項は「療育手帳の交付を受けようとする者又は当該者の親権を行う者、後見人その他現に監護する者は、知事に療育手帳の交付を申請しなければならない。」と定め、同条第３項は「知事は、交付申請があった場合には、第６条第１項に規定する判定を受けるため、療育手帳の交付を受けようとする者が（中略）１８歳以上の者である場合にあっては（中略）〔判定機関〕に当該交付申請に係る療育手帳交付申請書を送付する。」と定めている。

（６）規則第６条第１項柱書は「（前略）〔判定機関〕は、第３条第３項の規定による療育手帳交付申請書の送付を受けたときは、療育手帳の交付を受けようとする者について、別に定める基準〔判定基準〕に従い、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１１条第１項第２号ハの判定又は（中略）〔法〕第１１条第１項第２号ハ（中略）を行い、次に掲げる事項を療育手帳交付申請書に記載し、及び当該療育手帳交付申請書を知事に送付しなければならない。」と定め、同項第１号において「判定の結果」、同項第２号において「次に判定を行うべき年月」を定めている。また同条第２項柱書は「前項第１号の判定の結果は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。」と定め、第１号は「障害の程度が重度である場合　Ａ」、第２号は「障害の程度が中度である場合　Ｂ１」、第３号は「障害の程度が軽度である場合　Ｂ２」、第４号は、「前三号に掲げる場合以外の場合　非該当」と定めている。

判定基準は１８歳未満と１８歳以上に分けて重度Ａ、中度Ｂ1、軽度Ｂ２のそれぞれに該当する状態を定めている。そして１８歳以上で障がい区分がＢ２となるものは、以下のとおりである。

①標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね３６以上５０以下の者で、社会生活を営む能力が軽度で、行動及び医療保健などで若干の介助及び介護等を要するもの

②標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね５１以上７５以下の者で、社会生活を営む能力が中度で、行動及び医療保健などで若干の介助及び介護等を要するもの

③標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね５１以上７５以下の者で、社会生活を営む能力が軽度で、行動及び医療保健などで若干の若しくは著しく介助及び介護等を要するもの

（７）規則第７条第１項は「知事は、前条第１項の規定による療育手帳交付申請書の送付を受けたときは、当該療育手帳交付申請書に係る療育手帳を交付するかどうかを決定する。」と定め、同条第３項は「知事は、第1項の規定により療育手帳を交付しない旨の決定をした場合にあっては、その旨を療育手帳非該当通知書（中略）により交付申請をした者に通知する。」と定めている。

（８）要領は「（前略）〔規則〕（中略）第６条に規定する障がい程度の区分等の判定は、第６条の別に定める基準〔判定基準〕に基づくほか、この（中略）〔要領〕により行う」として、「１　知的障がい程度の区分の判定　この要領において「知的障がい」とは、「知的機能の障がいが、発達期（おおむね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」をいう。（１）障がいの区分の表記　知的障がい程度の判定の結果は、規則第６条第２項の区分に従い、以下のとおり表記する。Ａ：障がいの程度が重度である場合　Ｂ１：障がいの程度が中度である場合　Ｂ２：障がいの程度が軽度である場合」と記している。

なお、処分庁は要領を公表していない。

（９）行政手続法（平成５年法律第８８号）第３条第３項は、「第１項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）（中略）については、次章から第６章までの規定は、適用しない。」と定めている。

（１０）大阪府行政手続条例（平成７年大阪府条例第２号）第５条第２項は「行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。」と定め、同条第３項は「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。」と定めている。

（１１）大阪府行政手続条例第８条第１項は「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」と定めている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び審査庁回答によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成３０年１月２９日、子は１９歳１１か月時に判定機関にて知的能力面について「健常」、社会生活能力面で「中度」、「行動面及び医療保健面」で「介護度＝軽度」と判定され、同年１０月１１日付けで療育手帳総合判定として「非該当」と判定された（前回処分）。この結果、子の療育手帳は更新されないこととなった。

　　　なお、令和５年２月２４日付け○○第１７７５号処分庁弁明書（以下「弁明書」という。）３（１０）では、上記判定においては、「標準化された知能検査を実施し、社会生活能力調査票により社会生活を営む能力について評価を行った。行動及び医療保健については、（中略）〔母〕からの聴取等を行い評価した」と記載されている。

（２）令和３年７月１日、母は処分庁に対し今回申請を行った。審査請求人の提出した療育手帳交付申請書（以下「本件申請書」という。）には、申請区分として「他の都道府県又は指定都市（大阪市及び堺市を除く。）から転入　○○県）と記載されるとともに、子及び保護者〔審査請求人〕の氏名、生年月日の記載とともに、身体障害者手帳を有していない旨が記載されている。

（３）令和４年９月２８日、処分庁より進達を受けた判定機関は本件申請書に関し、判定の記録として総合判定を「非該当」とし、理由として「Ｈ３０年１月２９日の知能検査の結果が基準を超えており、発達期からの継続した遅れではないため」と記載した。

（４）令和４年１１月１５日付けで、処分庁は、母に対し本件処分を行った。本件処分には、「（前略）〔規則〕第６条第１項の規定による判定において、非該当と判断されたため（平成３０年１月２９日の知能検査の結果が基準を超えており、発達期からの継続した遅れではないため）。」との理由が付記されていた。

なお、弁明書の３（１１）によると「令和３年８月４日に判定機関は今回の判定に係る交付申請書を受領した。判定においては、母に１８歳以上になってから療育手帳に該当しない検査結果であれば、一定の力を有しており、知的障がいではないということで手帳交付ができないと説明した。また、精神障がい者保健福祉手帳を取得していなかったため、療育手帳が非該当となることによりこれまで療育手帳を活用して受けていた福祉サービス等においてできるだけ不利益が生じることのないよう、精神障がい者保健福祉手帳についても説明した。（中略）〔子〕は発達期においては療育手帳に該当していたが、前回判定の知能検査の結果が判定基準を超えており「非該当」と判定し、発達期からの遅れが継続していないため大阪府における知的障がいに該当しないことは明らかである。再度知能検査を行い判定基準に該当する知能指数が得られたとしても、それは別の要因で知能指数が７５以下になったものと考えられることから、知能検査は実施せず書類審査により「非該当」と判定した。」と記載されている。

（５）令和４年１１月に改訂された処分庁の療育手帳に関するホームページは、「知的障がいって・・・？」の項目に「※満１８才以上で大阪府の療育手帳の判定を受け、知能（発達）検査の結果により非該当となった場合、その後、再度療育手帳の申請をされても、１８才までにあらわれた障がいでないため、療育手帳は非該当となります」との記載が行われた状態で更新されている。

（６）令和５年１月１８日、審査請求人は本件審査請求を行った。

（７）令和６年１月２４日付けで、当審査会は審査庁に対して①審査基準〔判定基準〕を実質的に提示していると判断する理由②処分庁が示した知的障がいの３要件のうち「発達期」という概念をどこまで厳密に定義しているか及び適用の例外事由③発達期から生じた知的障がいの継続性の要件（以下「継続要件」という。）について内部基準として存在するか等について質問を行った。審査庁は、審査庁回答において、処分庁に確認の上①審査基準は非公表のためそのものを提示していないが、口頭で詳しく説明し、実質的に提示したと判断したこと②１８歳の誕生日以降に判定を実施し基準に該当しなかった場合に再判定をした事例はなく、例外事由はないこと③継続要件について明記したものはなく、障がい認定に関する医学的知見に基づくものであること等を回答している。

３　判断

（１）大阪府の療育手帳制度は、規則で定められている。法は、知的障害者の認定手続の創設を行政機関に委ねたものと解されるので、規則に基づく療育手帳制度は、法が予定している知的障害者の認定制度である。したがって、療育手帳非該当決定は、直接新たに国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められた行政処分であると解され（東京高等裁判所平成１３年６月２６日判決（平成１３年（行コ）４９号）（以下「東京高裁判決」という。）、根拠となる規定が規則に置かれている処分として、大阪府行政手続条例の適用を受ける（行政手続法第３条第３項参照）。

（２）療育手帳非該当決定の処分性を前提に、本件処分の違法性または不当性を検討する。

　　　規則によると、大阪府における療育手帳の交付は、判定機関による判定に基づき、処分庁により決定される。前記１（６）のとおり、判定機関による判定は、判定基準によって行われる。判定基準は、１８歳未満と１８歳以上に分けて、重度Ａ、中度Ｂ１、軽度Ｂ２のそれぞれに該当する状態を定めている。

　　　その上で、要領は、知的障がいの程度の判定のための基準を定める。前記１（８）のとおり、要領によると、「知的障がい」とは、知的機能の障がいが、発達期（おおむね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。要領は、大阪府行政手続条例第５条のいう審査基準に当たると解されるものの、公表されていない。

判定機関は、本件処分の前に子が１９歳１１か月時に行われた前回申請の際の判定で非該当となっていることを踏まえ、要領で定められた知的障がいの定義の「発達期にあらわれ」という要件に該当しないことを理由に、再度知能検査を実施せず非該当の判定を行った。したがって、本件処分は、知的障がいの程度の判定に際しては、継続要件があることを前提に、子は継続要件を満たさないことを理由に行われたと解される。

（３）審査請求人は、①継続要件に照らした判定の不合理性、②手続的瑕疵を主張するので、以下で検討する。

ア　継続要件に照らした判定の不合理性について

知的障がいに関する法律上の定義は存在しない。しかし、精神医学上、知的障がい（精神遅滞）は、平均より有意に低い知的機能の障がいと適応行動の障がいの双方が１８歳以前の発達期に発現していることと定義されている。このうち、知能障がいは、標準化された知能検査により測定された知能指数が７０以下とされる。また、適応行動は、概念的、社会的および実用的な適応スキルが実際に観察されるかどうか、実行されているかどうかで評価される（加藤敏ほか編『現代精神医学事典』〔弘文堂、２０１１年〕５９４頁〔中島洋子〕）。したがって、要領で定められた知的障がいの定義に不合理な点は認められない。

そうすると、発達期から生じた知的障がいの継続性を要求することが必ずしも不合理とはいえず、継続要件に照らして知的障がいの有無を判定すること自体が直ちに合理性を欠くとはいえない。

イ　継続要件の要領等への不記載について

継続要件は要領で明記されておらず、継続要件を明記した内部基準も存在しない。しかし、前記２（７）のとおり、審査庁回答によると、処分庁は、知的障がいに関する医学的知見から継続要件を導き出しているが、知的障がいの定義においても「（おおむね１８歳まで）」とされているように、当該定義やその他の医学的知見から「１８歳の前後」が機械的・形式的な基準として当然に導かれると解するのは困難である。前記１（１０）の大阪府行政手続条例第５条第３項のとおり、処分庁は、審査基準を定めるに当たっては、処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。療育手帳の交付は、諸々の福祉措置を知的障害者に付与するために必要な一連の手続のいわば要というべきものである（東京高裁判決）。このような知的障害者としての地位の付与という本件処分の性質からすると、審査基準としての要領はできる限り具体的なものである必要がある。したがって、処分庁は、継続要件を要領その他の内部基準に明記しなければならないにもかかわらずこれを怠っている点において、大阪府行政手続条例第５条第２項に反する手続的瑕疵が認められる。

ウ　要領の非公表について

また、処分庁は、要領を公開すると療育手帳の判定を客観的かつ公正に

行うことが困難となり、判定業務に支障が生じることを理由に、要領を　　　　　　公表していない。しかし、前記１（１０）のとおり、処分庁は、行政上特別の支障があるときを除き、審査基準を公にしておかなければならない。公にすることは、知的障がいの定義を公表することや口頭で説明することでは足りず、療育手帳の交付を受けようとする者が交付を受けられるかどうかを予測可能な形で示される必要がある。したがって、処分庁は、療育手帳の交付を受けようとする者にとっての判定の透明性を向上するため、要領を公にしなければならない。

これに対し、処分庁は審査基準の内容は実質的に公表されているとして

本件処分に手続的瑕疵はないと主張する。しかしながら次に述べるとお　り、本件処分の名宛人（母）に対して審査基準が公にされていたと解することはできない。例えば、「過去（成人期）に非該当の判定を受けると再申請しても非該当になる」、「大阪府では二度と交付できない」とホームページ上での説明がなされたのは、前記２（５）のとおり、少なくとも今回申請の後のことであると考えられる。

また、大阪府行政手続条例第５条第３項の「行政上特別の支障」というのは、行政手続法第５条第３項の解釈と平仄を合わせるならば、例えば審査基準を公にすることにより住民の安全が害されるおそれがあるなど、かなり極端な場合を想定するものであって、審査基準に合わせた申請を誘発するなど、単に行政がやり難くなるといった事情は含まれないと解すべきである（髙木光ほか『条解行政手続法〔第２版〕』〔弘文堂、２０１７年〕１６６頁〔須田守〕参照）。本件では、処分庁から審査基準である判定基準を公にすることに行政上特別の支障があるとの具体的な事情は立証されていないから、本件処分は大阪府行政手続条例５条３項に違反する状況でされたものというべきである。

さらに、処分庁が審査基準である要領の内容が実質的に公表されていると主張する点についても、大阪府行政手続条例第５条第３項の文言から明らかなように、審査基準自体を公にすべきことを定めたものであるところ、本件処分に際して母になんらかの書面を交付していたとしても、これの交付をもって審査基準を公にしたとはいえない。

審査庁は当審査会からの質問に対して、審査庁回答３において「判定機関は母に対して（中略）審査基準そのものは非公表のためそのものを提示してはいないが、口頭で詳しく説明しています。これをもって実質的に提示したと判断したものです。」と回答しているが、弁明書によれば、前記２（４）のとおり、前回申請時に非該当と判定がなされた結果を母に説明した際、今後将来、再申請しても療育手帳は交付されないとの旨の説明を行ったとの記載はなく、できるだけ不利益のないように精神障がい者保健福祉手帳について説明したとの事情が述べられているにとどまる。

これらの事情から、結局、処分庁が審査基準を公にしていたということはいえない。

エ　理由の不十分な提示について

その上、審査基準である要領の内容が実質的に公表されているとの処分庁の立場を前提としても、本件処分は審査基準のうちどのような基準にしたがって行われたのかその理由の提示がなされているとはいえない。

大阪府行政手続条例第８条第１項が、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

本件についてみるに、前記２（４）のとおり、本件処分の理由としては、「大阪府療育手帳に関する規則第６条第１項の規定による判定において、非該当と判定されたため（平成３０年１月２９日の知能検査の結果が基準を超えており、発達期からの継続した遅れではないため）」との理由が示されているにとどまるのであって、この理由から審査請求人の今回申請のどの点が審査基準のどの項目を満たさないために本件処分がされたのかを知ることはできないというほかない。また、今回申請に対して、知能検査を実施せず、前回申請の判定結果に基づいて公表されている判定基準には記載されていない基準に基づき書類審査が行われて非該当と判定されている。

このような事情の下において、とりわけ療育手帳の交付が諸々の福祉措置を知的障がい者に付与するために必要な一連の手続のいわば要というべきものであることも鑑みるならば、大阪府行政手続条例法第８条第１項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならず、本件処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れないものというべきである。

（４）手続的瑕疵を理由に本件処分を取り消すべきとすることに対しては、いわゆる継続要件に基づく判定それ自体が不合理とはいえない以上、本件処分の手続的瑕疵が療育手帳の判定結果に影響を与えないとして、本件処分を取り消すだけの実体的瑕疵がないとしては、本件処分は違法または不当とはいえないのではないかとの考えもあろう。

　　　　しかし、手続的瑕疵は実体的瑕疵に影響を与える場合にのみ考慮すべきとの立場は、前述のとおり大阪府行政手続条例第８条第１項本文の趣旨からは採用することはできない。

　　　　なお、本件審査請求を認容して本件処分を取り消しても、処分庁が、前回と同様の手続により、再度同様の処分を行うこともあり得るところ、これに要する時間、労力及び費用等の訴訟経済的な問題を考慮すれば、逆の評価をせざるを得ない面もある、との主張も考えられる。

しかしながら、そのような諸点をも考慮の対象とした上で、前述したとおり行政処分において手続の公正さは貫かれるべきであるとする判例法理が、永年の多数の下級審裁判例や最高裁判例の積重ねによって形成されてきたのであり（東京高裁判決　判例時報１７５７号５１頁、最判平成２３年６月７日民集６５巻４号２０８１頁など）、行政処分の正当性は、処分手続の適正さに担保されることによって初めて是認されるのであって、適正手続の遂行の確立の前には、行政不服審査手続においても訴訟経済的な発想は譲歩を求められてしかるべきである。

（５）以上の検討から、本件処分には、大阪府行政手続条例第５条に違反する手続的瑕疵があると解される。

（６）したがって、本件処分は違法または不当であり、その取消しを求める本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　福島　　豪